

平成30年度地域密着型サービス事業者 公募要項

小規模多機能型居宅介護

平成30年7月

五戸町福祉課

1. 募集の概要

五戸町では、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、自分らしい生活を可能な限り人生の最後まで送ることができる地域づくりを推進し、「第7期五戸町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（平成30年度～平成32年度）では介護保険施設等の基盤整備を進めています。

本公募については、介護保険制度において町が事業者指定を行うサービスとして位置づけられた地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護施設の整備及び運営を行う事業者を募集します。

2. 募集する施設の内容

（1）施設種別

小規模多機能型居宅介護施設

（2）定員

ア. 登録定員 29人以下

イ. 通いサービス利用定員 登録定員の2分の1から18人まで

ウ. 泊りサービス利用定員 通いサービス利用定員の3分の1から9人まで

（3）整備圏域及び施設数

ア. 整備圏域 五戸町全域

イ. 整備数 1か所

（4）整備時期

平成31年度中着工（平成32年4月1日から運営開始）

※ただし、県の補助金制度を活用した整備を行う場合は、補助事業に係る契約締結は補助金内示日以降に行う必要があります。本工事のみを補助対象とする場合は、本工事契約締結日を平成31年8月1日以降として、整備スケジュールを検討してください。なお、補助対象とする契約に係る入札までは補助金内示日前に行うことができます。

3. 応募要件

- （1）五戸町内に本社又は支店、営業所等を有していること。
- （2）応募時点で法人格をもつ団体であること。
- （3）事業を実施する土地・建物が確保されているか、又はその見込みがあること。
- （4）平成31年度中に整備が完了し、平成32年4月1日からサービスの提供が見込めること。
- （5）介護保険法第78条の2第4項、第115条の12第2項の規定に抵触しないこと。
- （6）社会福祉事業に熱意と識見を有し、事業を確実に遂行できる経営基盤が整っていること、社会的信用の得られる経営主体であること。
- （7）過去3年以内に介護保険サービス事業者として監査において処分（改善勧告、改善命令、指定取消に限る。）を受けていないこと。

- (8) 法人及び法人の役員について、法人税・町税等の未納がないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にいない団体であること。

4. 事業計画に関する要件

（1）基本要件

- ア. 事業計画の策定にあたっては、都市計画法、建築基準法、農地法、消防法、介護保険法、老人福祉法、その他の関係法令を遵守すること。
- イ. 事業予定地等について
- （ア）事業予定地は、原則として応募事業者が所有していること。（応募の段階で所有しておく必要はありませんが、着工までに確実に用地確保できる見込みがあること。）
- （イ）借地により整備する場合は、20年以上の賃借権または地上権を設定し（登記が必要）、かつ、賃借権等に対抗できる権利（抵当権等）が設定されていないこと。
- （ウ）建物は応募事業者の所有とし、新築又は改修して整備すること。（借家による整備は不可）
- （エ）事業予定地が、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条で定められた急傾斜地崩壊危険区域に指定されていないこと。
- （オ）事業予定地が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条で定められた土砂災害警戒区域及び第9条で定められた土砂災害特別警戒区域に指定されていないこと。
- （カ）事業予定地が、国または県で定める浸水想定区域に指定されていないこと。
- （キ）事業予定地の地域住民（近隣に居住している住民のほか、自治会など）には整備事業の説明を行うことが望ましい。なお、説明にあたっては、「五戸町の事業者公募に応募し、選定されることが条件であるため、事業化されない場合がある」という旨を資料に記載するなど、誤解のないように十分注意して行うこと。

（2）施設・設備等について

- ア. 「五戸町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例」、「五戸町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例」に適合した計画とすること。
- イ. 町から要請があった場合、災害時における福祉避難所として協力すること。
- ウ. 施設職員については、可能な限り地元雇用すること。

5. 応募手続

(1) 応募書類の提出方法について

- ア. 応募する事業者の方は、様式1「応募申込書」に提出書類を添えて、提出先に直接持参の上、提出してください。郵送による提出は受理できません。
- イ. 提出書類は、別紙「提出書類一覧」のとおりです。
- ウ. 提出受付日時 平成30年7月2日（月）から9月28日（金）
午前9時から午後5時までとし、土日祝日を除きます。
※提出の前日までに電話連絡をお願いします。
- エ. 提出書類の内容等に不備が認められた場合は受理できない場合がありますので、内容・必要部数等に十分注意の上、提出してください。
- オ. 提出書類は、理由の如何に問わず返却しません。

(2) 質問票の提出方法について

- ア. 質問票はFAXで送付してください。それ以外の方法による質問には回答できません。
- イ. 質問受付期間 平成30年7月2日（月）から9月14日（金）まで
- ウ. 回答は質問事業者に対してFAXでお知らせするとともに、町ホームページに掲載いたします。

(3) 提出先

五戸町福祉課介護保険班
〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館21-1
電話 0178-62-2111（内線142）
FAX 0178-62-2216

6. 施設整備補助金

- ### (1) 市町村が民間事業者の行う地域密着型介護施設等の整備事業を補助するのに要する経費について、補助金を交付する県の制度がありますが、整備年度である平成31年度の補助内容が定まっていないことから未定となっております。
- つきましては、資金計画は補助金がないものとして検討してください。

参考 ○平成29年度青森県地域密着型サービス等提供施設整備費補助金
交付基礎単価32,000千円
○平成29年度青森県施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金
交付基礎単価621千円×宿泊定員数

7. 公募スケジュール

平成30年 7月 2日（月）	五戸町ホームページにて公募要項掲載 公募に関する質問受付開始
7月下旬	平成30年7月号「広報五戸」にて周知
8月31日（金）	公募要項掲載終了
9月14日（金）	公募に関する質問受付終了
9月28日（金）	公募受付終了
10月上旬～中旬	一次審査（書類審査）
11月中旬～下旬	二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
12月中	整備事業者決定及び通知

8. 応募書類の取扱い

- (1) 応募に際しては、この募集要項の内容を了承の上、応募されたものとします。
- (2) 応募事業者が提出した書類に虚偽等の記載を認めた場合は、応募を無効とします。
- (3) 応募を辞退する場合、五戸町長あてに辞退届（様式任意）を提出してください。
- (4) 提出された書類の著作権は応募事業者に帰属します。ただし、町は、本事業者選定に関する報告、補助金事務、決定の公表等のため、必要な場合は提出された書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (5) 提出された書類は返却しません。
- (6) 応募、選考及び補助金協議等に要した費用は、応募事業者の負担とします。また、選考されなかつたことによる一切の損害や選考後の事業計画の中止等について、町が責任を負うものではありません。
- (7) 応募にあたり、第三者との間に交わされた確約等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募事業者の責任に帰属し、町はその責任を負いません。

9. 整備事業者の選考

- (1) 審査及び選考基準
 - ア. 審査は一次審査及び二次審査に基づき行います。
 - イ. 選考基準は、町が別に定める「平成30年度地域密着型介護サービス事業所公募選考基準」とおりとします。
- (2) 事業者の選考
 - ア. 一次審査は、五戸町福祉課介護保険班が行います。一次審査において上位3位までとなった応募者を一次審査通過者とし、二次審査を行います。
 - イ. 二次審査は、五戸町地域包括支援センター運営協議会が非公開で行います。
- (3) 事業者の選定
 - ア. 五戸町地域包括支援センター運営協議会の審査結果に基づき、町長が選定します。

(4) 審査結果の通知及び選定結果の公表

- ア. 一次審査の結果は全応募者に文書で通知いたします。一次審査通過者に対し、二次審査の日程等について文書で通知します。
- イ. 整備事業者に選定された事業者は、平成30年12月中に文書で通知するとともに町のホームページで公表します。

(5) その他

- ア. 公募の結果、応募がなかった場合は、追加公募を行う場合があります。
- イ. 選考経過に関する問い合わせには一切応じないものとします。
- ウ. 審査の過程で、本町が必要と認める場合は、追加書類等の提出を求める場合があります。提出書類の追加等に応じられない場合は、応募を辞退したものとみなします。

10. 事業者指定について

- (1) 介護保険法に基づく指定申請は平成32年3月末までに行うものとします。具体的な指定手続きについては、選定後にお知らせします。
- (2) 指定申請時において公募時と条件が異なり審査結果が大きく変わる場合や指定基準を満たさない場合、または、虚偽の申請がなされた場合には指定しません。
- (3) 指定後において、指定に付された条件に違反したと認められる場合には、指定の取消し、又は期間を定めて指定の全部もしくは一部の効力を停止する場合があります。